

令和6年7月23日

第50回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部危機管理課

「開会」（午前9時32分）

○横山危機管理課長 それでは、定刻になりましたので、第50回「文の京」安全・安心まちづくり協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めております、危機管理課長の横山です。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、あらかじめ送付いたしました、資料の確認をさせていただきます。資料といたしましては、令和6年7月12日現在の委員名簿、次第、資料第1号「安全・安心まちづくり推進地区の指定について（林町南町会地区）」、資料第2号「安全・安心まちづくり推進地区の指定について（音一文化会地区）」、資料第3号「文京区における熱中症対策」となります。これに加え、本日の協議事項「文京区における熱中症対策」の中で、文京区健康推進課の田口課長から説明させていただき資料といたしまして、「気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の連絡体制について」及び「令和6年度ぶんきょう涼み処施設一覧」を席上配付いたしましたので、ご確認をお願いいたします。資料の不足がありましたら、挙手をしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

次に、本協議会での発言方法につきましては、前回と同じ説明になりますが、発言前に、机上のマイクのボタンを押していただき、赤いランプが点灯後、ご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度マイクのボタンを押して、マイクの赤いランプを消していただきますよう、お願いいたします。

なお、ご発言につきましては、これまでと同様に記録を行い、会議録としてまとめさせていただきますので、ご承知おきください。

また、会場内では、スマートフォン・携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださいますよう、お願いいたします。

それでは、河合会長、会議の進行をお願いいたします。

○河合会長 本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会長を務めております、河合でございます。大変暑い中、本日は熱中症についても、熱心にご議論いただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

本日の協議会につきましては、1時間30分から2時間程度で進め、遅くとも午前11時30分を目途に終了したいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、本日の出席者につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○横山危機管理課長 本日は、青木委員、佐藤委員、飯野委員、石川委員、板橋委員、八木委員、新名委員、渡邊（了）委員から、事前に欠席のご連絡をいただいております。

なお、田村委員からは、公務により遅れての参加となる旨をご連絡いただいております。

また、本日の協議事項である「文京区における熱中症対策」に関しまして、文京区健康推進課の田

口課長と教育指導課の山岸課長に出席を依頼しておりますが、田口課長は公務により遅れての参加となります。

報告は、以上となります。

○河合会長 それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、報告事項が2件と協議事項が1件となりますので、次第に沿って、事務局から説明をお願いいたします。

○横山危機管理課長 次第の1(1)報告事項につきまして、資料第1号と資料第2号に基づいて説明いたします。資料第1号と資料第2号は、前回の協議会でご審議いただきました、林町南町会地区と音一文化会地区における安全・安心まちづくり推進地区の指定結果に関するものとなります。

まず、資料第1号の林町南町会地区につきまして、団体名と地区の範囲は、資料のとおりとなっております。地区指定の経過といたしましては、令和6年1月31日に推進地区の指定申請があり、前回3月27日の安全・安心まちづくり協議会において承認をいただいた上、4月17日から5月16日までパブリックコメント手続を行いました。区民からのご意見がなかったことから、申請どおり指定を行いました。推進地区の指定期間は、令和6年6月3日から令和9年6月2日までとなります。

次に、資料第2号の音一文化会地区につきまして、団体名と地区の範囲は、資料のとおりとなっております。地区指定の経過といたしましては、令和6年2月13日に推進地区の指定申請があり、前回3月27日の安全・安心まちづくり協議会において承認をいただいた上、4月17日から5月16日までパブリックコメント手続を行いました。区民からのご意見がなかったことから、申請どおり指定を行いました。推進地区の指定期間は、令和6年6月3日から令和9年6月2日までとなります。

報告は、以上となります。

○河合会長 事務局から2件の報告がありました。ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

○横山危機管理課長 それでは、次第1(2)協議事項「文京区における熱中症対策」について、説明いたします。こちらは、前回の協議会において、委員からご提案をいただいた案件となりますので、ご提案をいただいた、田中委員からご説明をお願いできればと思います。

○田中委員 おはようございます。委員の田中です。よろしくをお願いいたします。本日は、委員の皆様、貴重な議論の時間をいただきまして、ありがとうございます。

私は、公募委員なのですが、気象予報士と熱中症予防指導員の資格を持っており、都内などで開催するセミナーの中で、熱中症に対する注意を呼びかける講演なども行っています。近年、熱中症による救急搬送者数が増加し、全国の死亡者数が毎年1,000人前後で推移していることから、文京区のみならず、都内や全国において、熱中症対策は喫緊の課題であると思い、まずこの場で、文京区における熱中症対策というテーマを提案いたしました。

それでは、資料第3号をご覧ください。1の提案理由についてですが、近年、熱中症搬送者数が年間50,000人前後で推移し、昨年2023年は過去2番目となる91,467人が熱中症と疑われる症状で救急搬送されており、このうち、65歳以上の高齢者が半数を占め、高齢者のみならず、若年層、働く世代などにおいても、熱中症は身近な問題であると感じています。熱中症対策については、国などの施策でも力を入れ始めており、環境省などは、これまで熱中症警戒アラートの運用を行っていましたが、今年から熱中症特別警戒アラートの運用を開始しています。本協議会においては、熱中症にならず、「安全・安心に暮らせるため」に、自治体としての取組も必要ではないかという問題意識の上、この議題を提案させていただきました。

次に、3番目のスライドをご覧ください。こちらは、2013年から2023年までの11年間について、熱中症による救急搬送者数のデータをまとめたものですが、昨年2023年はこの11年間で2番目に多く、最も多かった2018年は95,137人が熱中症と疑われる症状で救急搬送されています。月別の割合といたしましては、本日も非常に暑くなっていますが、圧倒的に7月と8月が多くなっています。

次に、4番目のスライドをご覧ください。文京区における現状につきましては、東京消防庁の令和5年東京都市区町村別熱中症件数によれば、文京区内で102人が救急搬送され、うち、約4割が65歳以上の高齢者となっています。また、東京都監察医務院の報告によれば、文京区において、2023年の熱中症による死亡者数は3人となっています。

次に、5番目のスライドをご覧ください。これは、2023年における全国の年齢区分別熱中症救急搬送者数ですが、高齢者が50,173人と割合としては一番多く、半数以上を占めています。2番目は18歳から65歳までの成人が30,910人で割合は33.8%、3番目は7歳から18歳までの少年が9,583人で割合は10.5%となっており、毎年ニュースなどでも報道されるように、校外学習や授業中などに複数の学生・生徒が搬送されるという事案もあり、少年と言われる世代もやや多いということが特徴になっています。高齢者の割合が非常に多くなっているため、委員の皆様の中には、高齢者と日々接している方もいらっしゃると思いますので、高齢者が実際にどのように感じているのかなど、後ほど、現場の声をお伺いできればと思います。

次に、6番目のスライドをご覧ください。文京区の取組についてですが、外が暑いときに区有施設などを開放する「ぶんきょう涼み処」が、区内に55か所あり、昨年の実績である50か所から1割増えています。これは、7月1日から9月30日までの期間中、暑さを避けるため、施設を開放し、休憩できるようになっているものです。また、熱中症警戒アラートが発表されたときに、事前登録者に対し、文京区から熱中症に注意を呼び掛けるメールが送信されるようになっています。これに加えて、SNS、区報、東京ドーム前の大型モニターなどでも、注意喚起を行っているということでした。

次に、7番目のスライドをご覧ください。こちらは、6番目のスライドの右側にある資料を拡大したもので、本日席上配付された資料「令和6年度ぶんきょう涼み処施設一覧」と併せて、ご

確認いただければと思います。

次に、8番目のスライドをご覧ください。参考といたしまして、他の自治体の事例を幾つか挙げています。お手元の資料では、千代田区、群馬県上野村、鳥取市などを列記していますが、会場内のスクリーンには、豊島区の実績を追記した資料を表示しています。豊島区では、区民広場、体育施設などで、気温、湿度、日射などを基にした暑さ指数を計測し、危険度をリアルタイムで周知するという取組を行っています。豊島区は、高齢者の居住率が比較的高く、高齢者居住エリアと熱中症の暑さ指数を組み合わせた独自の熱中症警戒マップを作成するほか、民間企業との協働により、食・健康・熱中症予防に関するテーマでのセミナーを開催しているようです。スライドに記載している群馬県上野村につきましては、こちらも高齢者率が非常に高い自治体ということで、村内の高齢者500人に聴き取りを行い、熱中症リスクが高い人を分類して、個別訪問や電話による熱中症の注意喚起を行い、そのほか、熱中症に関するテレビ番組の作成や村内放送などで熱中症の危険が高いときに呼び掛けを行っているとのことでした。

次に、9番目のスライドをご覧ください。今年から熱中症特別警戒アラートの運用が開始されていますが、その基となっているのは、今年から全面施行となった、改正気候変動適応法です。これに伴い、全国の自治体に求められることを列記していますが、一つ目の熱中症対策強化のための庁内体制の整備について、文京区では、環境政策課、健康推進課、広報課、危機管理課、防災課による体制整備を進めてきているということです。そのほか、熱中症特別警戒アラート発表時の住民伝達、クーリングシェルターと呼ばれる指定暑熱避難施設の指定・開放、熱中症対策普及団体の指定が自治体の対応として求められています。

次に、10番目のスライドをご覧ください。それでは、熱中症予防のために具体的にどうすればよいかですが、熱中症増加の要因としては、温暖化などにより、従来の暑さ対策が通用しなくなっていること、高齢者率の増加、自分は大丈夫だという思い込みなどから、熱中症の患者数が増加しているのではないかと私は考えており、そのような現状を背景とした、行動の変容が必要なのではないでしょうか。具体的には、熱中症に対する気付きのきっかけを作り、気付いた上で、具体的な知識や対策を伝えていくことも方法の一つなのではないかと考えています。

次に、11番目のスライドをご覧ください。これはあくまで例として挙げているのですが、気付きのきっかけとして、ポスターによる広報活動、街頭での声掛け活動、イベントにおける飲料や暑さ対策グッズの配布、区有施設・デジタルサイネージなどによる暑さ指数の表示などが考えられます。そのほか、先ほど紹介した熱中症に注意を呼び掛けるメールについて、環境省などの文面を流すのではなく、例えば暑さ指数を分かりやすく着色して表示したり、注意事項や具体的な対応をメールに記載すれば、より効果の高いものになるのではないのでしょうか。気付きのきっかけというのは、行政だけでは限界もあり、色々なところからアイデアを募れば、更に幅広くなるため、官民の協働により、商業施設、商店街、個人商店などで、熱中症に対する注意を呼び掛け

るポスターを掲示するという事について、ご意見をいただければと思います。

次に、12番目のスライドをご覧ください。こちらは、熱中症対策普及団体の指定について、記載していますが、環境省の手引きや事務連絡では、「市町村長は地域において普及啓発等の事業を行う法人からの申請により、熱中症対策普及団体として指定することができる」、「指定に向けた検討や準備を進めていただきたい」という内容となっています。

次に、13番目のスライドをご覧ください。熱中症対策普及団体に関する文京区の現状としては、6月末現在、指定されていませんが、早期に指定することにより、これまで以上の施策が可能になるのではないのでしょうか。具体的には、区民向けのセミナーなどによる日頃からの注意喚起や対策の周知、官民連携の取組なども考えられると思います。私が行っている区民向けセミナーの参加者は、わざわざ足を運んでいることから、より詳しい知識を得たいなど、元々、熱中症に対する危機意識が高い方です。そのため、セミナーを行う上で気を付けているのは、実際の参加者ではなく、学んだことを周囲の人に対して伝えてもらうことです。そのような意味で、熱中症対策普及団体などの制度を活用し、そのような機会やチャンスを増やしていくことが大事なのではないかと考えています。

最後に、14番目のスライドをご覧ください。子どもの熱中症については、教育関係の委員からご意見をいただければと思いますが、活動時に複数人が搬送される事案が毎年発生しており、子どもは大人よりも身長が低く、地面に近いので、大人が感じるよりも高い温度を感じています。文京区においては、区立の幼稚園長、小学校長、中学校長に対し、熱中症事故の防止について、通知がされているということですが、実際に学校で行っている熱中症対策、学校における課題などをご教授いただけないのでしょうか。生徒向けに加え、教職員や保護者に向けて、熱中症予防のための講座を実施できないかと考えています。

私からのプレゼンテーションは、以上です。ご清聴ありがとうございました。

○横山危機管理課長 田中委員、ありがとうございました。

続きまして、文京区の熱中症対策について、田口健康推進課長から説明をお願いいたします。

○田口健康推進課長 文京区健康推進課長の田口と申します。本日は、遅れての参加となり、大変申し訳ありませんでした。私からは、文京区における熱中症特別警戒情報の連絡体制と指定暑熱避難施設の指定について、簡単に説明させていただきます。

初めに、区では、熱中症対策事業として、ぶんきょう涼み処を開設していますが、これから皆様に、ぶんきょう涼み処MAPと熱中症予防啓発用うちわを配付いたしますので、参考にいただければと思います。

田中委員の話と重複する部分もありますが、気候変動適応法の改正について、簡単に説明いたします。気候変動適応策の一分野である熱中症対策につきましては、令和3年度から熱中症警戒アラートの全国運用が開始されました。気候変動の影響により、国内の熱中症による健康被害は

増加傾向が続いています。今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症対策を一層推進するため、熱中症発生の予防を強化する仕組みを創設するなどの措置を講じることを目的として、法律の改正が行われています。

まず、席上配付いたしました資料「気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の連絡体制について」の1ページ目をご覧ください。こちらには、気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の連絡体制について、記載しています。法律改正の概要といたしましては、熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置付けるとともに、重大な健康被害が発生するおそれのある場合に発表する熱中症特別警戒情報が新しく創設されました。内容については、資料に記載している表のとおりですが、表の右側は熱中症警戒情報、表の左側は新設された熱中症特別警戒情報となります。発表基準としては、熱中症警戒情報は都内いずれかの情報提供地点における翌日・当日の最高の暑さ指数が33以上、熱中症特別警戒情報は都内の全ての情報提供地点における翌日の最高の暑さ指数が35以上となっており、発表時期は、熱中症警戒情報は前日の夕方5時及び当日の朝5時、熱中症特別警戒情報は前日の10時に予告、前日の午後2時に正式発表となります。参考情報ですが、暑さ指数情報提供地点は、全国に約840か所、都内に11か所あり、そのうち、23区内にある3か所の一つが、小石川植物園に設置されています。熱中症警戒情報は、これまでも何回か発表されていますが、新設された熱中症特別警戒情報は、都内の暑さ指数情報提供地点11か所全てにおいて最高の暑さ指数が35以上で発表となるため、頻繁に熱中症特別警戒情報が発表されることは考えにくいです。ただし、熱中症特別警戒情報が発表された場合、環境省ホームページ、テレビ、ラジオなど、広く情報が得られますが、区としても、安心・防災メール、SNS、ホームページ等により、区民の皆様に対して、不要不急の外出を控えるよう、お知らせいたします。あわせて、区が主催する行事は、時間帯、場所等の個別事情を加味した上、最終的には事業を所管する部署が実施の可否を判断しますが、原則として、中止、延期又は縮小する方針です。この場合、ホームページ等により、区民の皆様にも周知いたします。

次に、資料の2ページ目をご覧ください。気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の指定について、説明いたします。指定暑熱避難施設は、クーリングシェルターとも呼ばれており、法律上、創設が措置されました。内容といたしましては、熱中症特別警戒情報が発表された際に、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、区民に開放し、一時的に暑さをしのぐ施設となります。指定基準については、適当な冷房設備を有すること、当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること、住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保することとなっています。

次に、資料の3ページ目をご覧ください。文京区におけるぶんきょう涼み処とクーリングシェルターの取扱いについてですが、表の左側にぶんきょう涼み処、右側にクーリングシェルターを

記載して対比しています。ぶんきょう涼み処は、例年7月1日から9月30日までの間、外出途中に立ち寄って暑さを避け、休息を図ることを目的に開設しています。文京区では、法律改正以前から、このような取組を行っていたため、熱中症特別警戒情報が発表された場合、区有施設39か所のぶんきょう涼み処のほか、東京都戦没者霊園と東京都水道歴史館をクーリングシェルターに位置付けることにより、対応することとしています。なお、区内の調剤薬局16か所に薬局涼み処として、ご協力をいただいておりますが、調剤薬局内は十分なスペース確保が難しいことから、クーリングシェルターに位置付けは行っていません。

説明は、以上となります。

○河合会長 田口課長、ありがとうございます。続きまして、教育現場での熱中症対策について、山岸教育指導課長からご発言をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山岸教育指導課長 教育指導課長の山岸です。区立学校での熱中症に関する取組を説明いたします。

文京区教育委員会には、国や都の通知が送られてくるため、それを受けて、各学校と各園に通知内容を周知していますが、今年度は、4月25日に教員用の熱中症事故防止啓発リーフレット、5月9日に学校の教育活動等における熱中症の事故防止に関する通知を送付しています。内容につきましては、例えば、運動会における開始時刻や終了時刻の繰り上げ、種目変更等のプログラムの工夫のほか、児童に対する水分・塩分の補給、帽子の着用、日陰での休息等の指導に関するものとなっています。会場としては、冷房設備のある教室の開放、冷房を作動させた体育館の開放、会場内にミスト設置など、各学校と各園で様々な工夫を凝らし、子どもたちの熱中症予防を行っています。そのほか、授業等での工夫も様々ありますが、時間の関係もありますので、後ほど、ご質問をいただければと思います。

簡単ですが、説明は以上となります。

○河合会長 田中委員、田口課長、山岸課長、ありがとうございます。それぞれご説明をいただきましたので、委員の皆様から、意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。宮本委員、どうぞ。

○宮本委員 先ほど、救急搬送された55%が65歳以上の高齢者という説明がありましたが、私は高齢者クラブ連合会の代表であるため、高齢者に関する内容で黙って帰るのは申し訳ないという思いで発言をさせていただきます。

高齢者クラブ連合会には、各地区長や事業部の部長が集まる活動室の総務会があり、そこで熱中症に対する注意喚起を行っています。そこで情報共有や意見交換を行い、それを各地区会において、更に50弱の各クラブに共有するという形です。注意喚起の一例として、私がクラブ長を務める播磨坂クラブの実例を紹介いたします。播磨坂クラブは、66名のクラブ員が所属し、屋外活動はペタンク、屋内活動は輪投げを行っており、ペタンクは月曜日と木曜日の午前9時30分から

約2時間で年間約80日程度、輪投げは巻石通りの総合福祉センターで第2、第3、第4土曜日に活動を行っています。総合福祉センターは冷房が完備しているため、全く問題ありませんが、屋外活動となるペタンクの熱中症対策として、通常は午前9時30分開始のところ、7月1日から9月21日までの期間、NHK7時のニュース後の気象情報で気温が33度以上の場合は、活動を中止します。また、気温が33度以下であっても、活動開始時間を午前9時に変更し、休憩時間も通常より多く取るようにし、そのほか、7月21日から8月17日までの間は、夏休みとしています。屋外競技としては、ペタンクのほか、ゲートボールやグランドゴルフなどもありますが、同様の熱中症対策を行っていると思います。

現在、高齢者クラブは約50弱ありますが、そこに加入している人は、熱中症、特殊詐欺、交通事故等に対する意識をしっかりと持っています。そのため、本日の議題は、社会的に孤立したり、あまり外出しない高齢者に対して、どのようにアプローチするのが、大きなテーマであると個人的には考えています。

○河合会長 ありがとうございます。中嶋委員、どうぞ。

○中嶋委員 民生委員の中嶋です。これまでの民生委員の熱中症に対する取組について、説明したいと思います。

民生委員といたしましては、担当地区の高齢者に対し、主に8月に、電話で冷房を入れてください、外出を控えてくださいという声掛けを行っています。そのほか、見守り活動で高齢者宅に伺った際は、可能な限り声掛けを行うよう努めており、この8月もこの活動を行う方向で進めています。ただし、担当地区の高齢者全てを民生委員が把握している訳ではありませんので、地域や隣近所の方が一緒になって見守っていくというのが、一番の方法ではないかと感じています。

また、高齢者はどのように感じているのかという、田中委員のご質問について、これは私の主観が入っていますが、高齢者は暑さを感じにくい部分があるのではないかと思います。私もそうなのですが、昔は日射病と言っていましたので、日光に当たらなければ、大丈夫なのではないかと思いき、日光に対しては日傘や帽子で防御するのですが、日光に当たらなければ、夏なので仕方がないという感覚が高齢者には多いのではないのでしょうか。

今後も、民生委員として、高齢者の熱中症対策に努めていきたいと思っています。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。西幅委員、どうぞ。

○西幅委員 窪町小学校、校長の西幅と申します。先ほど、田中委員から、学校現場に関するお尋ねがありましたので、区立小学校について、説明をさせていただきます。

まず、小学校・中学校問わず、早い時期から、大型のミスト扇風機を区から提供していただいているため、子どもたちは、その扇風機が回っていると、非常に嬉しそうにしています。また、先ほど、山岸課長から説明があったとおり、区から適時、資料等をお送りいただき、その内容をチェックしながら、活動を進めています。

子どもたちに対しては、安全教育と健康教育の一環として、危険を予測する知識、回避する知識、しっかりと夜に寝て、ご飯を食べるといような予防行動について、伝えていますが、発達段階は様々ですので、常に声を掛けることが大事であると思っています。例えば、暑い日の下校時は、教室の冷房が効いているため、子どもたちが下校する際、「今日は暑いから気をつけるんだよ。」「もし具合が悪くなったらこうするんだよ。」と一声掛け、併せて、水分を取ってから帰るように伝えていきます。本日、窪町小学校では、水泳指導を行っていますが、プールが屋上にあり、日差しが強く、ドーム状であるため、閉め切ると湿度が上がり過ぎてしまいます。そこは適切に調整をしていますが、子どもたちが水泳を開始する前に、朝食などのチェックだけでなく、表情を見て確実にチェックをしています。そのほか、水泳指導中、子どもたちの唇の色や動きなどもチェックするようにしています。大事なのは、最後に着替え終わり、少し気持ちがほっとして、更衣室から出てきて帰る前に、子どもたちの顔を見て、必ずチェックすることです。

事故を起こさないために、何ができるかというのは、なかなか難しい部分もありますが、学校として、そのような対応をしています。

説明は、以上になります。

○河合会長 ありがとうございます。杉山委員、どうぞ。

○杉山委員 文林中学校、校長の杉山と申します。区立小学校に続きまして、区立中学校の状況を説明させていただきます。

重複する内容もありますが、中学校は、何と言っても、部活動ではないでしょうか。室内・室外を問わず、暑い日については、適宜、水分を補給して、休憩を取るようにしています。これは、体育館であっても、熱中症となる可能性があるため、顧問、部活動指導員、補助員を含めて、指示しており、我々も巡回を行いながら、状況を把握し、日直の先生などから報告を受けています。中学生は自分からきちんと言える子が多いため、具合が悪いときは、顧問の先生や指導員に伝え、適宜、休憩を取るように指導しています。そのため、活動場所の付近では、体育館・校庭を問わず、例えば、保健室、会議室などに、あらかじめ冷房を作動させ、冷やしています。

また、部活動では、例年8月中旬から下旬にかけて、総合体育大会が開催されるのですが、教育指導課と校長会で協議を行い、今年度から、屋外で行う野球、サッカー、陸上、テニスなどについては、3月下旬に開催時期を移動しています。室内で行う剣道、バレーボール、バスケットボール、卓球、バトミントンなどについては、スポーツセンターや中学校を会場として、暑さ対策を取った上で、進めているところです。

そのほか、中学校の運動会は、5月中旬から6月中旬にかけて開催いたしますが、学校によっては、校庭に日陰がない場合もありますが、西幅委員から説明があったとおり、ミストを使ったり、生徒用のテントを借りることにより、暑いことには変わりはありませんが、比較的過ごしやすくなるよう、暑さ対策に万全を期して、取り組んでいます。

説明は、以上となります。

○河合会長 ありがとうございます。田村委員、よろしく願いいたします。

○田村委員 第一幼稚園、園長の田村と申します。それでは、続けて、区立幼稚園の様子を説明させていただきたいと思います。

現在、幼稚園は夏休み期間中ですが、預かり保育の子どもたちは、ほとんど毎日来て、水遊びをしています。本園の場合は、本日から3日間、親子で参加するプール開放を行っているため、午前9時30分から保護者のプール係3名が先生たちと一緒に準備を行い、親子でプール遊びをしています。そのような時や預かり保育のプールの時間は、園長か副園長が、必ずプールサイドに立ち、何かあったときには、すぐに対応できるようにしています。看護師も毎日勤務しているため、何かあったときには、看護師と一緒に判断し、必要があれば、すぐに救急車を呼ぶことができるよう、様子を見ながら行っています。

また、暑さ指数の測定器を色々な場所に置いているため、暑さ指数が30を超えた場合は、危険性が高いので、残り何分で終了とするかなど、先生たちと相談の上、引き際を考えながら、遊ばせるようにしています。そのほか、学務課の施設担当に相談の上、テントのような日除けを張ったり、パラソルを出したり、冷風機を置くなど、プールサイドの熱を下げることにより、暑さ指数が30を超える状況にはなっていないため、引き続き、注意しながら実施していきたいと思います。加えて、プール当番の保護者は、水着を着て子どもたちと一緒にプールの中に入り、プール当番以外の保護者は、プールサイドで日傘を差し、それぞれ近くで子どもたちの様子を見守っています。赤ちゃん、1歳、2歳の子どもの連れてきた保護者は、自分の子どもをたらいで水浴びをすることもできるため、涼み処のような場でもあり、他の保護者と話ができる場でもあり、そのような形で、安全に気をつけながら、夏も幼稚園の施設を子育て中の方々に使っていただければと思います。

それから、幼稚園の中も冷房をフル稼働していますが、換気をする必要があるため、窓などを一部開けながら、上手に冷房を使っています。普段は昼寝をしますが、夏の時期は広い場所で子どもたち全員がコットベッドを並べ、体を休める時間を作り、皆で安全に過ごせるように配慮しています。

説明は、以上となります。

○河合会長 ありがとうございます。小学校、中学校、幼稚園、それぞれの取組について、説明いただきました。田口課長と山岸課長、あるいは田中委員の説明に対する質問でも結構ですが、皆様いかがでしょうか。

○武智委員 青少年健全育成会の武智と申します。

先ほど、西幅委員から、小学校の水泳指導について、説明いただきました。小学校も施設の状態によって全く異なり、新しい学校は屋上や室内にプールがありますが、屋外にプールがある学

校では日陰がない場合も多いと思います。そのような場合の対策は、各学校で行っていると思いますが、費用も掛かるため、なかなか難しい面もあり、それによって、水泳指導を行うことができない学校もあると伺っています。しかし、そのような差があってはいけないため、教育委員会には、少しでも水泳指導ができるような環境づくりを是非お願いいたします。

また、現在、水泳指導がどのような状況となっているか、把握している範囲で構いませんので、お伺いできますでしょうか。

○山岸教育指導課長 教育指導課長の山岸です。ご指摘いただきましたとおり、各学校によって施設的环境等が異なっています。そのような状況の中で、先ほど、小学校・中学校・幼稚園における取組について説明がありましたように、教育委員会としては、学務課の施設担当が各施設を視察し、不具合がある箇所は、テント等を用いて日陰や休憩場所を設けたり、シートを貼るなど、様々な対応を行っているところです。現在、教育活動を実施することができないという現状はありませんので、引き続き、必要な対応を行っていきたいと思います。

また、プールにつきましては、暑さだけでなく、耐久年数などの問題もありますので、今後、建替えに当たっては、プールのことも十分に検討しながら、改善を進めていきたいと考えています。

○河合会長 ありがとうございます。浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 区立中学校PTA連合会の浅野と申します。私は、中学生の保護者として、意見を申し上げたいと思います。

中学校の部活動につきましては、先ほど、杉山委員がおっしゃられたとおり、中学生は自分で体調を伝えられることが、一番大きいと思います。しかし、保護者によっては、心配の度合いが異なり、この暑さの中で、部活動を毎日行うのかと考える保護者もいます。そのため、このような基準で実施しているということを学校側から伝えていただければ、保護者も安心できるのではないのでしょうか。私個人の意見としては、多少であれば、大丈夫ではないかという気持ちなのですが、水遊び、水泳、部活動など、子どもが夏に経験すべきことが、この暑さで軽減されてしまうのは、非常に残念です。色々な工夫を行いながら、水泳や部活動などを実施していただければ、ありがたいです。

○河合会長 ありがとうございます。杉山委員、どうぞ。

○杉山委員 ご意見ありがとうございます。部活動については、各学校に、暑さ指数の測定器がありますので、活動場所に置き、警戒レベルになった場合は、中止にしています。先ほど、クールダウンができる部屋を用意していますと説明いたしましたが、それ以外にも、各学校で経口補水液を常備し、万が一の際は、対応できるようにしています。ご意見をいただいたように、暑さで好きな活動ができないのは残念であり、そこを見極めるために、顧問、指導員、指導補助員が生徒の活動場所に必ず付き添い、生徒の様子をしっかりと把握しています。万が一、付き添いが

できない場合であっても、部長やチームリーダーがすぐに保健室や職員室に報告するようなシステムができています。

○河合会長 ありがとうございます。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊（由）委員 区立幼稚園PTA連合会の渡邊と申します。幼稚園での熱中症対策は、十分に取っていただいております、いつも安心してはいますが、現在、夏休み期間中のため、幼稚園に通っていない子どもたちは、毎日公園などで遊ぶ機会が増えています。じゃぶじゃぶ池の周りにも、日陰はありますが、一緒にいる保護者も、夜にはぐったりしてしまうぐらい暑いんです。このぶんきょう涼み処MAPなども、本日初めて拝見いたしましたので、幼稚園などで周知していただければ、保護者も一緒に見ることができ、非常に助かります。

また、公園に日陰が少なく、区立幼稚園PTA連合会でも議題に上がっているため、何とか、日陰を公園に作っていただけないか、お願いしているところです。その点を意見として考えていただければ、ありがたいです。よろしく願いいたします。

○田口健康推進課長 健康推進課長の田口です。ありがとうございます。大変申し訳ありませんが、今年度は、ぶんきょう涼み処MAPの在庫がないため、来年度以降、検討させていただきたいと思います。

なお、幼稚園や保育園に関しましては、別途、保護者向けに、熱中症の注意喚起に関するチラシを配付しており、保育園には別デザインのうちわを配布していますので、来年度以降、幼稚園にも検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（事務局注釈：うちわは、ぶんきょう涼み処のほか、子育てひろば、児童館などの子育て施設に配布しているものであり、保育園に配布している事実はありませんでした。）

○渡邊（由）委員 その際に、幼稚園児にも内容が分かるようなポスターなどを作成していただければ、周知に役立つと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 何度も申し訳ありません。うちわが保育園に配付されているという説明でしたが、これは区立保育園のみでしょうか。

○田口健康推進課長 ご希望がありましたら、区立・私立を問わず、送付することはできますので、そちらも今後検討させていただきます。

○浅野委員 分かりました。私は、私立保育園に勤めているのですが、これは初めて見ましたので、質問させていただきました。よろしく願いいたします。

○河合会長 脇野委員、どうぞ。

○脇野委員 公募委員の脇野です。先ほど、ご説明いただいた内容に関連して、公園は子どもだけで行くことが多く、子どもだけにいるときに一番危険が多いと思っています。公園、大きい道路、商店街などに、水が出る扇風機やミストを設置すれば、子どもが安全に街中で過ごすことが

できると思いますが、特に、公園でのミストの整備状況はどのようになっているのでしょうか。

○河合会長 事務局、いかがでしょうか。

○横山危機管理課長 申し訳ありませんが、本日、手元に資料がありませんので、確認の上、後日回答させていただければと思います。

○脇野委員 ありがとうございます。

○河合会長 そのほか、いかがでしょうか。一針委員、どうぞ。

○一針委員 公募委員の一針です。熱中症の警戒について、暑さ指数が大事であると理解できたのですが、暑さ指数は、家庭でも温度計と湿度計があれば、計算できるのでしょうか。

また、暑さ指数の33は気温の33度と大体合っているのか、気温が30度でも湿度を足すと暑さ指数が33になるのか、その辺はいかがでしょうか。

○河合会長 田口課長、よろしく願いいたします。

○田口健康推進課長 健康推進課長の田口です。暑さ指数の計算方法については、私も詳しく把握していません。大変申し訳ありません。

○一針委員 配付されたうちわに記載されている環境省のサイトでは、23区内に3か所しかない場所の暑さ指数が表示されるだけだと思いますが、自宅やその周辺が気になるため、計算式そのものではなく、温度と湿度の関係が分かるような、一般家庭でも使えるようなものがあればいいのですが。

○田口健康推進課長 一般論になりますが、ご家庭で分かるようにということであれば、個人的に測定器を用意していただく形になるかと思います。そのため、例えば、毎回、地区ごとに暑さ指数を区で算出することは、難しいのではないのでしょうか。何か分かりましたら、改めて回答させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○一針委員 申し訳ありません。そういうことではなく、暑さ指数の33は、どの程度の気温と湿度が目安になるかという数字があれば、家庭の温度計と湿度計で分かるのではないかと思ったところです。先ほど、播磨坂クラブでは、気温が33度を超えた場合は活動しないという説明がありましたが、その対策との関連もあります。この場でなくても結構ですので、よろしく願いいたします。

○河合会長 西委員、どうぞ。

○西委員 公募委員の西と申します。暑さ指数が分かりにくいという点について、私が使っているのは、市販の熱中症警戒器具ですが、嚴重警戒の状態になると黄色と赤色のランプが付き、熱中症の危険を警告してくれます。私は、高齢者が集まる場所で仕事をしているため、自分だけでなく、周りの人にも注意してもらおう意味で用意しているのですが、毎日ランプが点灯しています。そのように、熱中症警戒アラートの発表がなくても、毎日が要注意であることを現実に経験しているため、高齢者の熱中症対策について、例として、私が持っているものを案内させていただき

ます。

まず、これは、水に浸すだけで冷却効果が1時間以上持つ冷感タオルですが、暑いときはこれを鉢巻のようにして頭に巻き、そして、再度、水に浸せば、冷却効果が復活します。これは、自分だけでなく、一緒に仕事をしている人にも貸すことができるように、いつも余分に持っています。熱中症の症状が進むようであれば、子どもが発熱した際に貼る冷却シートを使うことにしており、1袋2枚入りで、周りの人も使えるため、こちらもちり歩いています。私は、散歩のときに、空調服を着ていますが、これは違いを十分に実感することができ、製品によって、稼働時間は異なりますが、金額なりに身を守ることができます。

次に、先ほど、田中委員からご説明いただいた、熱中症の搬送者数に関してですが、私が調べた限りでは、男女比があり、4対1の割合で、圧倒的に男性が熱中症になりやすいそうです。何故、男性が熱中症になりやすいのかと言えば、例えば、見栄を張って、空調服を格好が悪いと感じて着ない、ということなどが考えられるのではないのでしょうか。実際に着てみれば、非常に楽だということが分かりますので、そのような熱中症対策で、自分の身を守ることも一つの考えであると思います。

最後に、クーリングシェルターについてですが、例えば、図書館では、座席に時間ごとの入替制があるなど、制約が多くなっています。文京シビックセンターの地下でも同じことが言えるのですが、塞がっている座席が多い中では、何のためのクーリングシェルターであるのか、分からなくなってしまいます。この際、ご検討いただきたいのですが、クーリングシェルターとして運用する場合には、例えば、熱中症が疑われる方に対する優先席を複数設けるなど、優しさや寄り添う気持ちを持つことが行政の姿勢ではないのでしょうか。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。武智委員、どうぞ。

○武智委員 青少年健全育成会の武智です。先ほど、ぶんきょう涼み処を子どもにも分かりやすいようにという意見がありましたが、外国人にも一目で分かるような形に是非していただきたいです。

また、ぶんきょう涼み処の一覧では、涼むことができそうな区民センターが載っていないのですが、区民センターは指定されていないのでしょうか。

○田口健康推進課長 協力が可能であるかどうか、各施設の判断に委ねているため、施設の状況により、区民センターは、ぶんきょう涼み処の協力施設とはなっていません。

○河合会長 私も質問させていただきます。田中委員の説明によれば、令和6年6月末現在、熱中症対策普及団体が指定されていないため、早期に指定することにより、様々な施策が可能になるのではないかとのことでしたが、未指定の理由が何かあるのでしょうか。

○横山危機管理課長 所管ではありませんが、単純に、制度開始から間もないため、条件に合う

団体が出てきていないということではないでしょうか。

○田中委員 暑さ指数の値について、補足させていただきます。会場のスクリーンに表示しているとおり、縦軸に気温、横軸に湿度を当てはめれば、暑さ指数が算出できるという簡易的な表があります。例えば、気温が30度、湿度が40%以下であれば、暑さ指数は23から24となるため、熱中症リスクはそれほど高くありませんが、気温が同じ30度でも湿度が70%以上になれば、暑さ指数は28から29、湿度が85%になれば、危険な水準の31から33まで上がるという相関になっています。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。三森委員、どうぞ。

○三森委員 田中委員、その表は、どこから取ったのでしょうか。それとも作られたのでしょうか。誰でも見られるのであれば、パソコンなどでダウンロードし、印刷の上、家庭のリビングにでも貼ればよいのではないかと思います、お尋ねいたしました。

○田中委員 現在、会場のスクリーンに表示しているのは、日本生気象学会が作成し、インターネット上に掲載されているものですが、インターネットで「WBGT・表」と検索すれば、比較的簡単に見つけられると思います。

○三森委員 ありがとうございます。ここまでの議論を聞いていて、熱中症の問題は、今後も毎年起こる災害的な現象であると思っています。つまり、今年だけ対応すれば済む問題ではなく、来年、再来年、5年後、10年後と、必ず対策を取らなければ、毎年5万人から9万人がダメージを受け、場合によっては、亡くなってしまうという、人類にとって、非常に脅威となる現象です。

しかし、熱中症という表現については、熱中という言葉が、仕事に熱中、部活動に熱中など、よい表現でもあるため、熱中症と言われても、実感が湧きにくいところでもあります。熱傷症と変えれば、火傷のようなイメージはありますが、「しょう」が重複してしまうなどと考えてしまいました。熱中症は、毎年必ず起こるという意味でも、極めて重要であり、その意識が必要ではないでしょうか。

また、ぶんきょう涼み処については、例えば、千代田区が行っているような飲料水の配付に併せてチラシを配付したり、自宅から外出できないようであれば、事前に配付するクーポン券と交換で飲料水を受け取ることができるようにするなど、もう少し広報を工夫していただくとよいと思います。区民向けセミナーや官民連携セミナーを開催するにしても、暑い中で来場いただくのを避けるため、オンライン開催での研修やセミナーとした場合、機械に疎い方々は受講する機会やタイミングがなくなってしまう、また、対面で伝わるのが大きい場面もあるため、その点は非常に難しいと思います。

いずれにせよ、熱中症は、田中委員の資料を見ても、6割は高齢者ですが、残りの4割は若い世代です。ここにいる全員に熱中症のリスクがあり、そのように考えれば、文京区として、もう少し周知を図っていただいたり、うちわは割と安いと思いますが、ある程度の予算を使って、頭

を守る帽子を日傘のように使うなど、熱中症の男性比率が異常に高いのであれば、そのような対策も考えられるのではないかと思います。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。熱心にご議論いただき、本当にありがたいと思っています。よろしいでしょうか。

それでは、最後に、事務局からお願いいたします。

○横山危機管理課長 協議事項「文京区における熱中症対策」につきましては、田中委員にご説明いただき、その後、質疑応答でそれぞれの現場の貴重なご意見を拝聴することができました。ありがとうございます。区といたしましても、本日の内容を参考として、今後の施策運営に反映していければと思います。

○河合会長 ありがとうございます。それでは、資料第3号につきましては、以上のとおりとさせていただきます、その他について、事務局から説明をお願いいたします。

○横山危機管理課長 それでは、次第1(3)その他について、説明いたします。

委員からご提案いただき、採用が決定している協議事項につきましては、松田委員の「歩行者の交通ルール 人は右 自転車は左」、武智委員の「自転車安全対策について」の2つとなっておりますので、手配が整い次第、次回以降の協議会において、議論したいと考えています。

○河合会長 道路交通法の改正が今回の国会において審議され、新しく公布されたところでもあります。そのような意味では、自転車の問題や歩行者のルールの問題にも関わっているため、委員の皆様においても、色々と勉強していただければと思っています。

これで、本日予定されていた議事は、全て終了いたしましたので、次回の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○横山危機管理課長 安全・安心まちづくり協議会は、今年度、残り2回程度、開催を予定しています。次回の協議会につきましては、おおむね10月頃の開催を予定していますが、詳細は、会長にご相談の上、開催日の1か月前を目途に、委員の皆様にご周知させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○河合会長 それでは、次回の日程につきましては、決定次第、事務局から各委員にお知らせするというので、これをもちまして閉会といたします。

本日は、熱心にご議論いただき、ありがとうございます。

「閉会」(午前11時04分)